

令和8年6月30日

労務費等の適正性を確認するための調査の実施について

労務費等の適正性を確認するための調査(労務費ダンピング調査)について、次のとおり試行実施することとしましたので、お知らせします。

1 調査対象

令和8年8月1日以降に公告する案件のうち、「低入札価格調査制度の適用を受ける案件」を本調査の対象とします。

2 調査方法

落札候補者の工事費内訳書に記載された直接工事費が、予定価格算出基礎額の直接工事費等に係数を乗じた額(以下、「一定水準額」という。)以上となるか確認を行います。

3 一定水準額の算出に用いる係数の設定・算出の考え方

予定価格算出基礎額の直接工事費等(※)に乘じる係数は0.97とします。

※予定価格算出基礎額の直接工事費等とは下記のとおり。

【土木工事等】予定価格算出基礎額の直接工事費

【建築及び建築設備工事のみ】予定価格算出基礎額の直接工事費×0.9

【一定水準額の算出例】

(例1)土木工事等

一定水準額 = 予定価格算出基礎額の直接工事費 × 係数 0.97

(例2)建築及び建築設備工事のみ

一定水準額 = 予定価格算出基礎額の直接工事費 × 0.9 × 係数 0.97

4 理由書の提出、国土交通省が設置する建設Gメンへの通報及び入札の無効

○落札候補者の工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準額を下回る場合、理由書の提出を求めます。

○提出された理由書の内容が合理性に欠けると判断される場合、契約は締結しませんが建設Gメンへ通報します。

○理由書の提出がない場合は、建設Gメンへ通報し、当該入札書を無効とします。

5 事務フロー

